

「秦野市情報化推進計画（案）」に対する
パブリック・コメント手続きの実施結果について

1 意見募集期間

平成28年2月17日（水）から3月10日（木）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの2月15日号及び市ホームページ

3 計画（案）の公表の方法

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 情報システム課における閲覧

4 意見提出の方法

郵送、FAX、電子メール、持参又は電子申請の方法による

5 提出された意見の内容及び取扱い等

- (1) 提出された意見書の数 3通
- (2) 提出された意見、提案等の件数 9件

内容分類	件数	意見への対応区分（※）			
		A	B	C	D
全般に関することについて	2			2	
各事業推進計画について	7	1		5	1
合計	9	1		7	1

※ 対応区分の内容

A：意見等の趣旨等を整備計画（案）に反映するもの

B：意見等の趣旨等は方針にすでに反映されているもの。

C：意見等の趣旨等を、今後の参考とさせていただくもの

D：内容に関する感想等、その他のもの

6 意見、提案の内容

	内容	市の考え方	区分
1	情報化推進の目的はコスト削減も重要な目標と考えます。その具体的な目標や数値を示すべきでは。	情報化推進の目的として、市民の利便性向上とともにコスト削減も重要であると考えています。本計画では計画期間中1年ごとに、前1年間の実施状況のフィードバック及び今後1年間の目標について、各事業推進計画主管課に対し照会を行っておりますので、その中でコスト等の具体的な目標について検討いたします。	C
2	パブリック・コメントについて応募書式が部署によって統一されていません。今後は統一したほうが良いと思います。また、本計画のみ電子申請でも受付可能ですが、他の計画においても同様の受け付け方法を採用すべきと考えます。	ご意見として受け賜わり、参考にさせていただきます。	C
3	P21の「定点カメラによる情報提供及び収集」について、山の情報を含めて観光情報の提供を充実させるとよいと思います。	ご意見として受け賜わり、参考にさせていただきます。	C
4	P23の「Wi-fi環境の整備」について、丹沢登山各ルートにおける「携帯電話の電波難視聴エリアの解消」の対策は進んでいるのでしょうか。そのような人命にかかわる施策が不十分なまま、観光地等のWi-fi環境の整備を進めても意味が無いような気がします。	観光課では「観光・防災Wi-fiステーション整備事業」を活用し、本市への観光客の誘客を目的にインターネット環境の充実化を図る予定です。本市では2020年に開催を迎える「東京オリンピック・パラリンピック」を見据えて、国内の観光客に加えて、近年増加傾向である外国人向けに市内の自然公園や観光施設等にWi-fiステーション等を設置することで、インターネット環境の充実化を図り、本市への誘客を目指します。 近年、多くの登山者に利用されている表丹沢において携帯電話の利便性や緊急時に使用できることを踏まえると有効なツールの一つであると考えますが、各電話会社の電波エリアが異なることや地形や気象条件によって日々差異があるのが現状であり、携帯電話の電波難視聴エリアの解消については、一義的には各携帯電話会社が担うべきであると考えます。	C

5	P27の「議場のICT化の推進」について、タブレット端末の配布を行うことで資料の印刷・配布等を廃止するとなっているが、これまで印刷・配布していたものをすべて廃止してしまうと議事の進行に影響があるのではないのでしょうか。	「資料の印刷・配布を廃止」という記述を「資料の印刷・配布を見直す」に修正いたします。	A
6	P29の「不登校児童に対するICT化」について、ICT化で学校復帰する理由付けがよく分からないことと、そもそも不登校児童に対する「在宅学習環境の提供の場」としてICTが活用されるものだと思いますが、その解釈をお願いします。	インターネットを活用することにより、不登校児童生徒に対し、教育支援教室や自宅等の学校以外の場において学習に取り組む機会を提供することができます。そうすることで、学校復帰の障壁の一因となり得る学習の遅れを軽減すると共に、学習への意欲の持続及び向上を図り、学校復帰への意識の高揚を促したいと考えています。学習の記録が蓄積されるため、児童生徒が個々の学習状況に合わせ、自分のペースで学習を進めることができると共に、学習状況を教育支援教室や学校と共有できるといったメリットもあります。	C
7	P31の「図書館情報システム」について、各公民館や児童館などにある図書室とのシステム連携はどうなっているのでしょうか。	図書館情報システムについては、市立図書館と市内の公民館図書室をオンラインで結んでいます。図書館で借りた図書や雑誌・CDをお近くの公民館図書室に返却していただくことができ、また、公民館図書室の資料を図書館にお返しいただくこともできます。図書館や市役所、各公民館、総合体育館等に設置してある「キオスク端末」及びご自宅のインターネットが利用できるパソコン等から図書館にある資料に予約をかけることができ、図書館もしくは、お近くの公民館図書室で受け取るすることができます。	D
8	P34の「避難所支援システム」について、震度5弱以上での初動において、地域住民に対する避難所開設の告知は、防災無線とメールという話がありましたが、いずれも不十分だと感じます。そこで避難所システムと連動する形でリアルタイムでの情報提供は必須と考えます。また、“市内の被災状況を一元管理する”と謳っていますが、防災課では自治会からの情報を吸い上げることを前提としています。そうであれば、そこまでのハード・ソフトの仕組みを提供してもらわないと動けないと思います。	ご意見として受け賜わり、参考にさせていただきます。	C
9	P37の「健康管理システムの導入」について、健康管理だけでなく子育てのためにも利用できればよいと思います。	ご意見として受け賜わり、参考にさせていただきます。	C